

【三輪を有する自動車の料金区分について(お知らせ)】

最近、様々な形態の「側車付き二輪自動車」が通行するようになり、料金を収受する際に、軽自動車(三輪車)との識別判断が難しいケースが出てきましたので、改めて次のとおり車種区分、判別方法を示すこととしましたので、お知らせします。

二輪自動車・・・三輪の車輪を備える自動車のうち、排気量126cc以上で、構造が「ハンドルバー方式のかじ取り装置」「またがり式の座席」「運転者席の側方が開放された自動車」の3条件を満たせば側車付き二輪自動車と判断し、料金は50円です。ナンバープレートは小型タイプで白地か白地に緑枠です。

軽自動車・・・三輪の車輪を備える自動車のうち、排気量660cc以下、構造が上記3条件のいずれかを満たしておらず幌等の屋根が付いているタイプは軽自動車と判断し、料金は100円です。ナンバープレートは黄色地に黒字です。

なお、排気量125cc未満の原動機付き自転車は、逗葉新道を通行できませんので、ご理解下さいますよう、お願いします。

【側車付き二輪自動車で100円お支払い頂いたお客様】

令和4年4月以降、側車付き二輪自動車ですら逗葉新道を通行時した際に、料金を100円お支払いされたお客様は、お手数ですが料金所までご連絡下さい。利用状況を確認した上で適切に対応させていただきます。